

専門高等学校における知的財産権教育について

社団法人発明協会 知的財産権研修グループ主任研究員 佐藤 瑞雄

1. はじめに

平成14年7月に国家戦略として「知的財産戦略大綱」が発表され、知的財産の創造の推進、知的財産の保護の強化、知的財産の活用の促進、人的基盤の充実を骨子とする、国を挙げての知的財産立国に向けた本格的な取組が開始された。その後、平成14年11月に「知的財産基本法」の成立により、知的創造サイクルの活性化という基本理念の確立、知的財産戦略本部の設置や推進計画の策定等が謳われたことに伴い、平成15年3月に設置された「知的財産戦略本部」において知的財産推進計画がとりまとめられるに至った。

こうした一連の取組の背景には、資源に乏しい日本が技術立国に活路を見出し、最先端技術の研究開発という国際競争の中で先んじていかねばならないこと、また、アジアを中心に国際社会の中において横行する日本商品の模倣品の氾濫、といったことなどにも対応していくことが必要となっているということがある。より創造的な科学技術革新を推進して、その成果をもって国際競争を生き抜いていく、そのためには、創造的な技術開発の成果である知的財産を尊重し、適切に保護して積極的に活用することにより新たな創造を促す知的財産権制度を正しく理解し、認識することが重要であり、とりわけこれからの時代を担う若い世代を育み、自然な知的創造活動を生む環境作りが必要不可欠なものとなる。

知的財産推進計画の中に、「知的財産教育・研究の基盤を整備する」ことが謳われ、具体的に、「知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する」とあるように、学校教育の中で知的財産教育の実施が図られ、そして普及することがこれからの必須事項であると考えられる。

こうしたことから、(社)発明協会においては、特許庁からの委託を受けて専門高等学校と高等専門学校を対象に、「産業財産権標準テキストの有効活用に関する実験協力校」事業を実施しており、学校教育の中での知的財産教育支援に取組んでいるとこ

ろであり、以下にこの実験協力校事業を軸にその一端を紹介したい。

2. 専門高等学校における知的財産権教育

(1) 産業財産権標準テキストの制作と配布

知的財産教育支援の一環として、知的財産権のなかでも特に特許、実用新案、意匠、商標という産業財産権を中心とした教育支援活動を平成10年から行っている。平成10年度には「産業財産権標準テキスト 特許編」を制作し、次いで平成11年度には「商標編」を制作、また平成12年度には「意匠編」や特許権活用を中心とする「流通編」が制作されている。この産業財産権標準テキストは、毎年各学校に配布希望調査を実施して、その希望に基づいて全国の専門高等学校、国立高等専門学校等に無料で配布して知的財産教育に役立てている。



産業財産権標準テキスト 商標編

(2) 実験協力校事業による知的財産教育の普及と展開

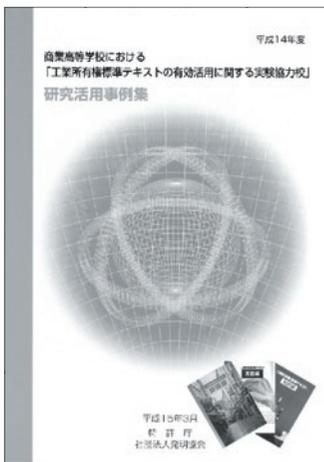
○実験協力校とは

専門高等学校における知的財産権教育の普及と展開を図るため、学校の授業の中で産業財産権標準テキストを使って教育活動を実施する実験協力校事業は、平成12年度の工業高等学校を皮切りに毎年選

定校数を増やししながら全国に展開している。商業高等学校においては平成14年度より本事業を開始しており、初年度の14年度は7校、15年度は17校、16年度については23校を選定して活動を行っている。

実験協力校には、年度初めに知的財産権教育を取り入れた授業科目と時間数等を含めて、研究テーマに係る詳細な年間指導計画と月次指導計画を求めると共に、実践経費として一定の経費支援を行っている。

そして、年度中間と年度末には報告会を開催して、指導計画の進捗状況と結果を報告いただくと共に、その間に発生した様々な問題を協議解決する場として、また、実験協力校間における情報交換の場として有効活用している。特に、年度末の報告会では、全国の実験協力校以外の学校にも参加を呼びかけており、広くネットワークを作ることも大切なことと考えている。さらに、実験協力校の1年間の実践研究成果を研究活用事例集として集大成し、全国の商業高等学校に配布して参考に供している。



研究活用事例集

○商業高等学校における実験協力校の取組の概要

平成14、15年度の取組では、地元の特産品あるいは資源を利用した新しい商品の開発、新商品へのネーミング、販売活動への試みといった、実社会を意識した具体的な取組の中で、商標や特許、意匠といった産業財産権との結びつきを実感させるという教育手法が目立っている。そして、地元の企業あるいは商店会等と協力して地域を巻き込んだ活動展開により、地域活性化にも一役買っているのが特徴的である。学校内に模擬株式会社を仮想設立した学校、あるいはまた日常生活の中からの新しい発想を元に

ビジネスモデル特許に挑戦した学校もあり、その取組内容はバラエティーに富んでいる。

外部から専門家を招聘しての講演も積極的に行われており、生徒に知名度の高い有名ブランド品に関する国内外におけるその模倣品との真贋の区別や偽物購入の害悪を当事者である企業担当者から聞く、という試みは生徒への意識付けに非常に効果があるようである。当協会としてもブランド企業紹介等の支援を通じて、企業側においてもこうした講演を歓迎していることを感じ取っている。

こうした教師の方々の活かした知的財産権教育手法に対する創意工夫の中から、生徒にとって、新しいことを考える楽しさ、それを実現する努力と完成の喜び、一方で他人のアイデアや創作物を尊重することへの理解などの過程を通じて、知的財産に対する確固たる意識が醸成されていくことは非常に喜ばしいことであり、支援する当協会としても大きな励みとなるものである。

3. 商業高等学校における具体的な取組事例の紹介

各学校の工夫を凝らした実験協力校の取組の中から、いくつかの具体的な取組事例について、学校からの報告書に基づき抜粋してその内容を紹介する。

① “商品開発における産業財産権の利用と活用”（北海道下川商業高等学校の事例）

「商業教育」から「ビジネス教育」へを目指して、学校設定科目「商品開発」を導入し、その授業の中で、起業家の育成、創造力・表現力の育成、情報活用能力の育成を目標として、5名の商業科教員を配置して指導に当たった。

授業での標準テキストを使用した商標権、意匠権の学習と共に、実習においては地域の教育力と人材を活用して、地元の特産品を利用した商品開発、デザインの考案、ネーミングの検討や下川町イメージマークの考案も実施し、特許電子図書館を利用して商標検索を行って、生徒たちに具体的な提案書や企画書を作成させた。

また、下川町商工会の協力を得て商店のホームページを作成した。

② “かまほこの商品開発と「商標」の研究”（石川県立七尾商業高等学校の事例）

「商品」や「課題研究」の科目で、平成9年度から地元の特産品の調査や開発の企画をしてきており、

平成11年度には、地元業者と共同開発して「かまぼこ」に付加価値を付けた新商品を売り出した。平成14年度は、開発した商品の商標出願を目指そうということから、商品開発と知的財産権を中心に学習を行い、ピザ風かまぼこの新商品を開発して「ピザかまミニ」の商品名とした。

この研究では、商品開発を通して「自ら創造したことを形にしたい。それを社会に役立てたい」という願望を商業教育の中で生かすことも目的としたので、生産・流通・消費にかかわる一連の経済的諸活動に実践的に取組むことにより、ビジネス能力の育成、チャレンジ精神の育成、そして将来の企業家、起業家の育成へと繋がることを願っている。

③“起業家教育と産業財産権”（玉野市立玉野商業高等学校の事例）

科目「課題研究」の小講座である「現場実習」において「株式会社 Select」を設立した。社名の由来は「高校生の私たちが選びぬいた商品を、さらにお客様に選びぬいていただく」というところからきている。地元の特産品である「千両なす」を使ってオリジナル商品の「なすキムチ」を開発することとなり、各家庭で試作品を作って、地元の食品会社の協力を得て商品開発の企画会議を行い、プロの業者が加工をしていくこととなった。商品の流通に必要なネーミングとラベルについても募集を行い、特許電子図書館で称呼検索を行って「食べてみナスって!!」に決定し、商工会議所主催のイベントに出店して販売を行った。「食べてみナスって」については文字商標の商標出願書類を作成した。

こうした過程を通して商品の流通と保護のためには、商標登録の必要性が重要視されてくることが理解できた。

④“本県の商標登録の状況調査について”（沖縄県立南部商業高等学校の事例）

平成14年度の沖縄県産業教育フェアにおいて、県内で売れている製品が商標登録を行っていなかったために県外の他の企業に商標を登録されてしまったので、その商標登録の取り消しを求めた、という内容の展示を行った。平成15年度は、さらに沖縄県の知的財産権の状況についての学習を深めるために、科目「課題研究」でこのテーマに取り組むこととした。

独立行政法人工業所有権総合情報館那覇閲覧所の訪問、商標登録をして全国に出荷・販売している有名菓子店の訪問、あるいは（社）沖縄工業連合会で県産品の保護の状況等を聴取し、そうした調査結果は、「商標はあなたの味方です!!～身近な商標について学ぼう～」というテーマで、沖縄県高等学校生徒商業研究発表大会にて発表した。

4. おわりに

商業高等学校における実験協力校事業を中心にして、発明協会にて実施している知的財産権教育に対する支援の内容と実験協力校の取組の中からその一部を事例として紹介してきた。このような実験協力校の取組の中から、実際に商標等の産業財産権の出願にまで発展させようとしている学校も何校かできてきていることはすばらしいことであり、指導に当たられた教師の方々の努力には頭が下がる思いである。

特許権を初めとする産業財産権や著作権などの知的財産を尊重する意識の醸成という基本的な目的に戻って考えると、知的財産推進計画の中に謳われるように小学校からの早い段階から知的財産マインドを涵養することが重要である。

当協会では、小学校向けの副読本として「あなたが名前をつける本」を制作し、この副読本を使って実際に種々の教科の中で教育を実践できるように、「教科毎授業プラン集」も制作して全国の小学校に提供している。また、中学校向けの副読本として「アイデア 活かそう未来へ」を制作し、年齢に応じて知的財産マインドを身に付けていけるよう配慮している。

真の意味での知的財産立国を実現するためには、こうした小学校、中学校、高等学校や高等専門学校、そして大学へと通じる体系的な教育カリキュラムが必要であり、その指針作りは喫緊の課題であると考えられる。

当協会においては、この認識を新たにして、今年100周年という節目を跳躍台に、知的財産の創造・保護・活用といった知的財産に関わる全てのプロセスの尊重とその実践とを包括する、知的財産文化（IPカルチャー）の確立と普及に向けて一層の支援に努めたく、関係各方面のご理解とご協力をお願いして本稿の結びとしたい。